

農林水産省の研究資金における特定不正行為（データ改ざん等）に係る「公正な研究活動の推進に関する有識者会議」の設置について

農林水産省農林水産技術会議事務局
(令和4年10月)

1.研究活動における不正行為

特定不正行為

- ・捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ・改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ・盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること

委託費の不正使用・不正受給

- ・不正使用：私的流用、委託研究に関連しない用途への使用等
- ・不正受給：偽りその他不正な手段により委託費を受給すること

2.不正行為が行われた場合の措置

- 委託費の打ち切り／一部又は全部の返還
- 研究資金への申請の制限
悪質性や社会的影響度に応じて1～10年間
- 他の競争的資金等を所管する国の機関に情報を提供
他の事業等でも申請が制限される場合がある
- 不正行為、措置対象者の公表



研究不正

研究不正が行われれば、不正を行った者だけでなく、その監督者や組織に対する信頼の失墜にもつながります！

2.不正行為が行われた場合の措置 (特定不正行為の場合)

研究資金への申請を制限する者			特定不正行為の程度	申請制限期間
特定不正行為に関与したと認定された者	1 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	2 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者	当該論文等のうち内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く特定不正行為に関与したと認定された者			2～3年
特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等のうち内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	1～2年

3.不正行為に関するガイドライン

特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）

- ・農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン（農林水産省）

委託費の不正使用・不正受給

- ・研究機関における公的委託費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（農林水産省）

4.公正な研究活動の推進に関する有識者会議の 設置について

不正事案の概要

- ・京都大学の通報窓口に、特定研究員及び教授の学術論文に対して「画像加工などがある」旨の匿名の告発。
- ・大学が調査した結果、調査対象論文 7 編のうち、5 編11点の図に関して捏造及び改ざんの研究不正を認定。
- ・令和 4 年 6 月24日に京都大学が当該案件の調査結果を公表。

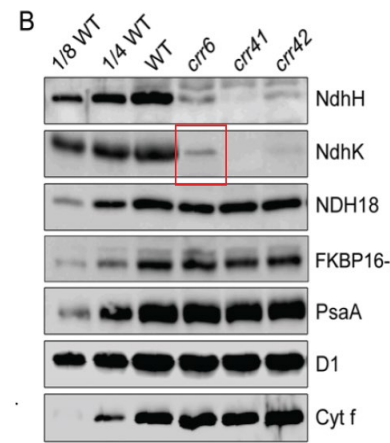
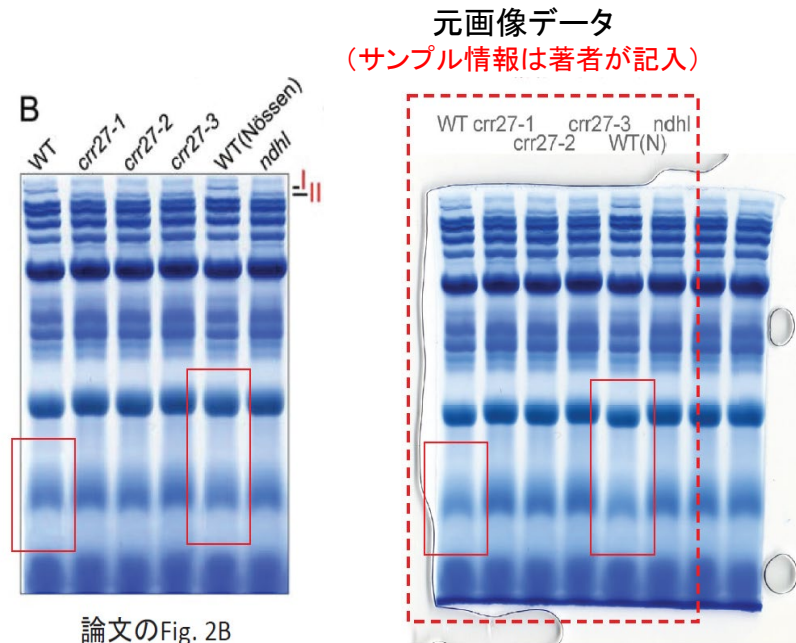
今後の対応

- ・農林水産省において、「公正な研究活動の推進に関する有識者会議」を設置するとともに、当該案件を公表し、被認定者の措置を検討。

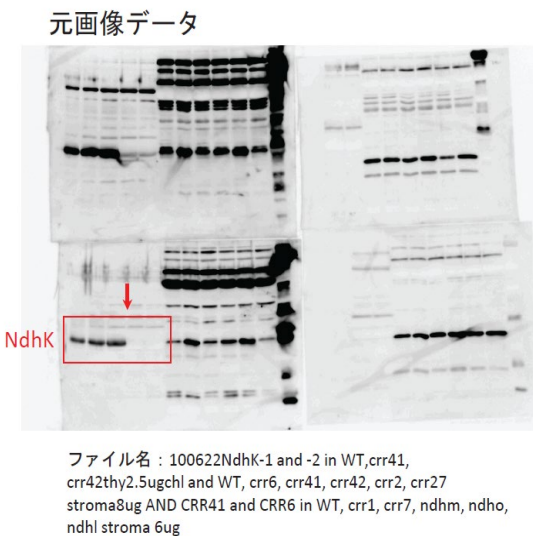
(参考)当該案件における特定不正行為の例

改ざんの例

捏造の例



論文図 Fig. 2B



赤線で囲ったcrr6のNdhkのバンドは元画像になく、他の画像が挿入されている。

2つのWT株の3つのバンドの濃さ、位置、幅が変更されている(赤線囲み部分: 変更・変造したデータを用いて論文図を作成しているため、「改ざん」)
※ただし、これらの加工は当該実験の目的である主要なタンパク複合体の存在の判定には影響していない(論文全体の結論に影響を及ぼさない)。

5. 農林水産省の不正行為対応窓口

農林水産省HP

『農林水産省における研究活動の不正行為への対応』

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>

受付窓口

農林水産省 農林水産技術会議事務局

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

直通電話 03-3501-4609（研究活動の不正行為）

03-3591-7902（研究費の不正使用、不正受給）

ファクシミリ 03-3507-8794（研究活動の不正行為）

03-5511-8622（研究費の不正使用、不正受給）

＊ 電話による受付時間は、平日 9時30分～12時15分
13時00分～18時15分です